

四半期報告書

(第64期第3四半期)

自 平成26年10月1日

至 平成26年12月31日

株式会社 タカラトミー

東京都葛飾区立石七丁目9番10号

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク	2
2 経営上の重要な契約等	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	9
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	10
(4) ライツプランの内容	10
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	10
(6) 大株主の状況	11
(7) 議決権の状況	12
2 役員の状況	12

第4 経理の状況

1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	14
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	16
四半期連結損益計算書	16
四半期連結包括利益計算書	17
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	18
2 その他	24

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月13日
【四半期会計期間】	第64期第3四半期（自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日）
【会社名】	株式会社タカラトミー
【英訳名】	TOMY COMPANY, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 富山 幹太郎
【本店の所在の場所】	東京都葛飾区立石七丁目9番10号
【電話番号】	03（5654）1548（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員連結管理本部長 小島 一洋
【最寄りの連絡場所】	東京都葛飾区立石七丁目9番10号
【電話番号】	03（5654）1548（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員連結管理本部長 小島 一洋
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第63期 第3四半期 連結累計期間	第64期 第3四半期 連結累計期間	第63期
会計期間	自平成25年 4月1日 至平成25年 12月31日	自平成26年 4月1日 至平成26年 12月31日	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日
売上高 (百万円)	123,787	117,508	154,804
経常利益 (百万円)	6,060	3,471	3,300
四半期(当期)純利益 (百万円)	2,137	65	232
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	6,496	7,998	3,054
純資産額 (百万円)	54,947	51,756	50,907
総資産額 (百万円)	161,981	170,243	156,467
1株当たり四半期(当期)純利益 益金額 (円)	22.71	0.70	2.47
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	18.64	0.62	2.06
自己資本比率 (%)	32.9	29.6	31.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	3,110	△94	12,429
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△935	△1,737	△1,015
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△3,986	△8,266	1,735
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	31,595	37,626	46,325

回次	第63期 第3四半期 連結会計期間	第64期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自平成25年 10月1日 至平成25年 12月31日	自平成26年 10月1日 至平成26年 12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	22.04	10.25

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しております。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、新たに契約した重要な契約はありません。

なお、当第3四半期連結会計期間において、契約期間が満了し更新された重要な契約は次のとおりであります。

販売契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約内容	契約期間
㈱タカラトミー	HASBRO, INC.	米国	カーロボット等のロボット玩具の日本以外の地域における独占的販売権の許諾と対価の受取り	昭和58年11月1日から 平成27年12月31日まで (契約満了前に当事者から契約違反等特定の事由に基づく異議の申し出がない限り自動更新)

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)経営成績に関する説明

(2015年3月期第3四半期連結累計期間におけるハイライト)

- トイズユニオン㈱および㈱タツノコプロの株式譲渡による影響を除いた売上高は3四半期連続で前年を上回りました。
- 新中期経営方針の一つ「ビジネスの構造改革」を進める重要な施策の一つとして、本社組織改革および国内機能子会社3社(㈱タカラトミービジネスサービス、㈱タカラトミーエンジニアリング、トミー興産㈱)の合併を実施いたしました。
- TPGとの事業提携に一定の成果が得られたことから同社との資本・事業提携を解消するとともに、自己株式の取得および転換社債型新株予約権付社債の買入消却を実施いたしました。
- 国内市場において、小学生男児向け玩具の競争環境が大きく変化している中、「プリパラ」(事業展開半年で会員登録数は会社想定を上回る100万人突破)、「アナと雪の女王」(全世界歴代興行収入 アニメーション映画歴代No.1)、「WIXOSS」(深夜アニメとの連動により人気を博し会社想定を上回る販売実績)、「トランسفォーマー」(2014年夏に公開された映画が世界的にヒット)の販売が好調に推移し、競争環境の変化に対応したヒット商品を創出いたしました。
- 国内玩具市場における年末年始商戦は前年同期比および会社想定を上回る店頭販売状況となりました。
- 北米地域では「John Deere」が人気を博すとともに、ポケモン関連商品や哺乳瓶・カップなどのフィーディング商品の販売が好調に推移し、安定的なビジネス基盤が確立しつつあります。一方、欧州地域では主要顧客が商品の在庫水準を引き下げたことに加え、競合他社との価格競争が激化したことにより、当社の出荷に影響が続きました。
- 仕入原価の上昇などにより売上総利益が減少したことに加え、戦略的に広告宣伝費および研究開発費を増加させたこともあり営業利益が減少いたしました。
- 第1四半期決算において、特別損失として、子会社における営業用ファックスの民事訴訟の和解費用および不適切な会計処理に伴う損失などを計上しております。

(単位：百万円)

	2014年3月期 第3四半期	2015年3月期 第3四半期	増減	増減率(%)
売上高	123,787	117,508	△6,279	△5.1
営業利益	5,646	3,662	△1,983	△35.1
経常利益	6,060	3,471	△2,589	△42.7
四半期純利益	2,137	65	△2,072	△96.9

※(参考資料)トイズユニオン㈱および㈱タツノコプロを除いた連結業績概要 (単位：百万円)

	2014年3月期 第3四半期	2015年3月期 第3四半期	増減	増減率(%)
売上高	117,309	117,508	199	0.2
営業利益	5,521	3,662	△1,859	△33.7
経常利益	5,915	3,471	△2,444	△41.3
四半期純利益	2,010	65	△1,944	△96.7

売上高は、117,508百万円(前年同期比5.1%減)となりました。

中核の玩具事業の強化と経営効率化を図る戦略的プランの一環として、トイズユニオン㈱および㈱タツノコプロの株式を譲渡し、連結の範囲より除いたことが主な減収要因であり、その影響額は6,478百万円であります。なお、トイズユニオン㈱および㈱タツノコプロを除いた売上高は前年同期比199百万円増加し、3四半期連続で前年を上回りました。

営業利益は、3,662百万円(同35.1%減)となりました。

仕入原価の上昇などにより売上総利益が減少したことに加え、マーケティングおよび新商品開発の強化を図るため、戦略的に広告宣伝費および研究開発費を前年同期比474百万円増加させたこともあり営業利益が減少いたしました。

経常利益は、3,471百万円(同42.7%減)となりました。

主な減少要因は、営業外収益における為替差益が減少したことによるものです。

四半期純利益は、65百万円(同96.9%減)となりました。

当社の米国連結子会社における営業用ファックスの民事訴訟の和解費用1,137百万円および㈱タカラトミーエンターメディアの不適切な会計処理に伴う不正関連損失214百万円など特別損失1,696百万円を計上いたしました。また、法人税等は税金等調整前四半期純利益の減少などにより前年同期比1,020百万円減少いたしました。

<セグメント別業績の概況>

(単位:百万円)

	2014年3月期 第3四半期	2015年3月期 第3四半期	増減	増減率(%)
売上高	123,787	117,508	△6,279	△5.1
日本	86,615	81,142	△5,472	△6.3
北米・欧州・オセアニア	33,442	32,628	△814	△2.4
アジア	41,326	43,065	1,738	4.2
消去又は全社	△37,596	△39,327	△1,731	—
営業利益又は営業損失(△)	5,646	3,662	△1,983	△35.1
日本	8,249	6,095	△2,153	△26.1
北米・欧州・オセアニア	△106	△71	35	—
アジア	694	1,626	931	134.2
消去又は全社	△3,191	△3,988	△797	—

<日本>

(単位:百万円)

	2014年3月期 第3四半期	2015年3月期 第3四半期	増減
売上高	86,615	81,142	△5,472
営業利益	8,249	6,095	△2,153

国内市場におきましてはアミューズメントマシン「プリパラ」(事業展開半年で会員登録数が100万人を突破)および「アナと雪の女王」(全世界歴代興行収入 アニメーション映画歴代No. 1)関連商品などの女児向け商品や、トレーディングカード「WIXOSS」(深夜アニメとの連動により人気を博し会社想定を上回る販売実績)などのハイターゲット向け商品が人気を博しており、競争環境の変化に対応したヒット商品を創出することができました。さらに、海外向け輸出の「トランسفォーマー」(2014年夏に公開された映画が世界的にヒット)関連商品が順調な販売となるとともに、消費税の増税など消費環境が厳しい中において「トミカ」や「プラレール」など定番商品も堅調に推移いたしました。一方、小学生男児向け玩具の競争環境が大きく変化した影響により、トレーディングカードゲーム「デュエル・マスターズ」などの販売が減少しました。売上高は81,142百万円(前年同期比6.3%減)となりましたが、主な要因は、前述のとおりトイズユニオン㈱および㈱タツノコプロの株式譲渡に伴う影響額6,478百万円によるものです。利益面では、仕入原価の上昇に伴う売上総利益の減少に加え、広告宣伝費および研究開発費を戦略的に増加させており、営業利益6,095百万円(同26.1%減)となりました。

<北米・欧州・オセアニア>

(単位:百万円)

	2014年3月期 第3四半期	2015年3月期 第3四半期	増減
売上高	33,442	32,628	△814
営業損失(△)	△106	△71	35

TOMY Internationalグループにおきましては、北米地域では農耕車両玩具「John Deere」の人気が継続するとともに、ポケモン関連商品や哺乳瓶・カップなどのフィーディング商品の販売が好調に推移し、安定的なビジネス基盤が確立しつつあります。欧州地域におきましては新たに、6月よりポーランドに支店を設立するとともに、7月にロシアに現地法人を開設し、両国における玩具代理店との取引強化による販路拡大を図りました。一方、主要顧客が商品の在庫水準を引き下げことに加え、競合他社との価格競争が激化したことにより、商品出荷が低調に推移しました。また、利益率の低いカプセル玩具事業を縮小したことから、売上高は32,628百万円(前年同期比2.4%減)となりました。利益面では、値引き販売などにより原価率が悪化したものの、販売費及び一般管理費を圧縮したことで、営業損失71百万円(前年同期営業損失106百万円)となりました。

＜アジア＞

(単位:百万円)

	2014年3月期 第3四半期	2015年3月期 第3四半期	増減
売上高	41,326	43,065	1,738
営業利益	694	1,626	931

ASEAN諸国におきましては、国や地域の購買水準に合わせた価格や、現地の子どもの嗜好を反映した新商品開発を推進しております。シンガポールにおきましては10月よりリールとロッドで操作する男児向け玩具「ティルバトラー」の販売をスタートいたしました。また、バトルロボット玩具「プラストファイター」はインドネシアなどアジア10ヵ国での展開に向けた準備を進めております。売上高は、43,065百万円(前年同期比4.2%増)と堅調に推移し、営業利益は、中国事業からの一部撤退による販売費及び一般管理費が減少したことなどから1,626百万円(同134.2%増)となりました。

財政状態(連結)の変動状況は次のとおりであります。

＜資産＞

流動資産は、前連結会計年度末に比較して7,824百万円増加し、98,419百万円となりました。これは主として、現金及び預金が減少した一方で、受取手形及び売掛金、商品及び製品が増加したことによるものです。

固定資産は、前連結会計年度末に比較して5,982百万円増加し、71,760百万円となりました。これは主として、リース資産、のれんおよびその他の無形固定資産が増加したことによるものです。

＜負債＞

流動負債は、前連結会計年度末に比較して3,938百万円増加し、45,104百万円となりました。これは主として、1年内償還予定の新株予約権付社債を償還した一方で、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払費用、未払法人税等が増加したことによるものです。

固定負債は、前連結会計年度末に比較して8,988百万円増加し、73,381百万円となりました。これは主として、新株予約権付社債を買入消却した一方で、長期借入金が増加したことによるものです。

＜純資産＞

純資産は、前連結会計年度末に比較して848百万円増加し、51,756百万円となりました。これは主として、自己株式の取得により減少した一方で、為替換算調整勘定が増加したことによるものです。

(2)キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」)は、前連結会計年度末に比較して8,698百万円減少し、37,626百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期に比較して3,204百万円減少し、94百万円の支出となりました。これは主として、減価償却費5,237百万円、仕入債務の増加2,497百万円、税金等調整前四半期純利益1,783百万円、未払費用の増加1,270百万円、のれん償却額1,204百万円、未払金の増加1,163百万円等による資金の増加があつた一方で、売上債権の増加10,227百万円、たな卸資産の増加3,350百万円等による資金の減少があつたことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期に比較して802百万円減少し、1,737百万円の支出となりました。これは主として、有形固定資産の売却による収入1,535百万円等による資金の増加があつた一方で、有形固定資産の取得による支出2,576百万円、無形固定資産の取得による支出763百万円等による資金の減少があつたことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同四半期に比較して4,280百万円減少し、8,266百万円の支出となりました。これは主として、長期借入れによる収入17,000百万円等による資金の増加があつた一方で、転換社債の買入消却による支出7,400百万円、転換社債の償還による支出4,900百万円、自己株式の取得による支出6,196百万円、長期借入金の返済による支出4,248百万円、ファイナンス・リース債務の返済による支出2,304百万円等による資金の減少があつたことによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

平成26年8月8日に社内調査委員会より「調査報告書」が提出され、当社の連結子会社において実態を伴わない取引と不適切な会計処理が行われていたことが判明いたしました。当社としましては、これらの事案を厳粛かつ深刻に受け止めると共に、同「調査報告書」で提言された再発防止策を実施することで、コンプライアンス意識の再徹底と当社グループの内部統制のさらなる強化に取り組んでまいります。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針

＜当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の継続について＞

当社は、平成25年6月26日開催の当社第62回定時株主総会において株主の皆様の承認を受け、当社株式の大規模買付行為等への対応方針(以下「本対応方針」といいます)を継続いたしました。本対応方針は、有事の際に新株予約権の無償割当て(以下「対抗措置」といいます)を行うことができる事前警告型ライツプランであり、具体的な内容は以下のとおりです。

1. 本対応方針の概要

本対応方針の概要は以下に記載するとおりですが、本対応方針の詳細については、当社ホームページ掲載の平成25年5月14日付けプレスリリース「当社株式の大規模買付行為等への対応方針(買収防衛策)の継続に関するお知らせ」をご覧下さい。

(参考URL : <http://www.takaratomy.co.jp/release/index.html>)

①当社が発行者である株券等が20%以上となる買付け等(以下「大規模買付行為等」といいます)を行おうとする者(以下「買付者」といいます)は、事前に当該大規模買付行為等に関する情報を当社に対して提供していただきます。

②当社取締役会は、有事に際し、特別委員会を設置します。特別委員会は、当社取締役会に対し、企図されている大規模買付行為等の内容に対する意見や根拠資料、これに対する代替案等を提出するよう求めることができます。

③特別委員会は、買付者や当社取締役会から情報を受領した後、当社取締役会からの付議を受けて、当社取締役会が当該大規模買付行為等にかかる買付内容を検討するために必要な情報のすべてが記載された書面による提案を受領した時から起算して、原則として最長60営業日以内に、買付内容の評価・検討を行い、買付者に対して対抗措置を発動すべきか否かを判断し、当社取締役会に対し勧告を行います(なお、特別委員会は、その勧告において対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付することができます)。特別委員会は、必要と判断する場合には、独立した外部専門家等の助言を得ることができます。また、当社取締役会は、買付者との交渉、株主に対する情報開示等を行います。

④当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、最終的に対抗措置を発動するか否かの決議を行うものとします。なお、当社取締役会は、特別委員会がその勧告において対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合、原則として、実務上可能な限り速やかに当社株主総会を招集し、対抗措置の発動に関する議案を付議するものとします。この場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従い、対抗措置の発動・不発動に関する決議を行うものとします。

⑤買付者が、本対応方針に定める手続を遵守しない場合や当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害すると認められる場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合には、当社は、特別委員会の判断を経た上、対抗措置の発動を決定することができます。

⑥対抗措置を発動する場合に株主の皆様に割り当てられる新株予約権には、買付者等一定の者(以下「非適格者」といいます)による権利行使は認められない旨の行使条件、および当社が非適格者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項を付することができます。これにより、非適格者以外の株主に対して当社株式が交付された場合には、当該非適格者の有する当社株式の議決権割合は希釈化されることになります。

2. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、「われらの優良な商品で世界の市場をにぎわせよう。」、「誠意と努力は他を益し自己の幸福の基となる。」を創業理念とし掲げ、創業以来、「製品の安全品質」はもちろん「遊びの品質」においてもより優良なものを子供たちに提供し、「健全な子供文化の育成」に努めてまいりました。お蔭様でお客様の多大な信頼を受け、プラレール、トミカ、リカちゃん、チョロQなど多数の商品が世代間を越えたロングセラー商品として当社の貴重な財産となっております。当社の創業理念は、会社の根幹を成すものであり、当社のみならず当社グループにおいて脈々と引き継がれています。創業理念の実現に向かって進むべき羅針盤として、次の企業理念を定めました。

「 すべての『夢』の実現のために

　　こどもたちの『夢』の実現のために

　　わたしたちの『夢』の実現のために

　　株主の『夢』の実現のために

　　パートナーの『夢』の実現のために

　　社会の『夢』の実現のために

　　わたしたちは新しい遊びの価値を創造します。 」

「すべての『夢』の実現のために」に向けた当社グループの行動が、将来に向かって当社の企業価値を最大化するものであり、それが、株主価値の最大化に繋がるものであると考えています。当社グループでは、今後も新しい遊びの価値の創造や製品品質の向上を図り、将来を担う子供たちのために「健全な子供文化の育成」を当社の使命として真摯に受け止め、その実現により「タカラトミー」ブランド価値の更なる向上を推進しております。「タカラトミー」ブランドを光り輝かせるブランド価値経営は、すべてのステークホルダーの方々の「夢」の実現を可能にするものであると確信しております。そのため、当社株式を大量に買い付ける提案を受けた場合には、その買付けが、ステークホルダーの方々の共感を得て脈々と引き継がれてきた当社の創業理念や企業理念、当社および当社グループの企業価値ひいては株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を適切・的確に判断するために当該買付者の提案する事業計画の内容とその実現可能性・適法性、当社のステークホルダーに与える影響、当社および当社グループの企業価値に及ぼす影響、さらには、当社の将来計画への影響を十分に把握して判断する必要があります。

当社取締役会は、上記要素に鑑みて、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保・向上に資さない当社株式の大規模な取得行為や買収提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えています。

3. 基本方針の実現に資する特別な取組み及び本対応方針についての取締役会の判断及びその理由

(1) 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

当社の「中長期経営戦略」、「コーポレートガバナンスの強化」等の各施策は、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を確保し、向上させることを直接の目的とするものであり、基本方針の実現に資するものです。

従って、当社取締役会は、当該取組みが、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損ない、または当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(2) 本対応方針について

本対応方針は、①株主および投資家の皆様並びに買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するため、事前の開示がなされていること、②本対応方針による買収防衛策の導入に関して、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ているため、本対応方針の発効について株主の皆様の意思が反映されており、また、当社株主総会において本対応方針を廃止する旨の議案が承認された場合には本対応方針はその時点で廃止されるものとしているため、本対応方針の存続も株主の皆様の意思に係らしめられていること、③本対応方針に定める対抗措置の発動または不発動等に関する当社取締役の恣意的な判断を排除するため、有事に当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社社外取締役および社外監査役によって構成される特別委員会を設置することとし、その客観的な判断を最大限に尊重して本対応方針に定める対抗措置の発動・不発動を決定するものとされていること、④特別委員会がその勧告において対抗措置の発動に関して当社株主総会の承認決議を経るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、当社株主総会を招集し、その決議に従って対抗措置の発動・不発動に関する決議を行うものとされていることから、対抗措置の発動・不発動についても株主の皆様の意思が反映され得ること、⑤合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置を発動することができないようにされていること等から、当社取締役会は、本対応方針が、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損ない、または当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、1,807百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	384,000,000
計	384,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	96,290,850	96,290,850	東京証券取引所 (市場第一部)	(注)1 (注)2
計	96,290,850	96,290,850	—	—

(注)1. 「提出日現在」欄の発行数には、平成27年2月1日以降提出日までの潜在株式の権利行使により発行されたものは含まれておりません。

2. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。
なお、単元株式は100株であります。

(2)【新株予約権等の状況】

当第3四半期において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年11月13日
新株予約権の数(個)	5,992
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	599,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	658
新株予約権の行使期間	平成28年12月2日から 平成30年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 658 資本組入額 329
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部について行使請求することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、社債又は新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

決議年月日	平成26年11月13日
新株予約権の数(個)	5,928
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	592,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	658
新株予約権の行使期間	平成29年7月1日から 平成30年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 658 資本組入額 329
新株予約権の行使の条件	新株予約権の一部について行使 請求することはできないものと する。
新株予約権の譲渡に関する事項	会社法第254条第2項本文及び第 3項本文の定めにより、社債又 は新株予約権の一方のみを譲渡 することはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日	—	96,290,850	—	3,459	—	6,050

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

なお、当社は平成26年12月3日開催の取締役会決議により、平成26年12月5日、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(T o S T N e T - 3)による買付けを行い、自己株式9,400,000株を取得しました。

当社筆頭株主であります丸の内キャピタル第一号投資事業有限責任組合を運営する丸の内キャピタル株式会社から丸の内キャピタル第一号投資事業有限責任組合の保有する当社株式の一部につき売却に応じた旨の連絡を受けております。

丸の内キャピタル株式会社から平成26年12月10日付「変更報告書」の写しの送付があり、平成26年12月5日4,171,900株処分し、同株主の所有する株式数は10,271,800株、保有割合は10.67%となった旨の記載があります。

当社第三位株主でありますティーピージー リッチモント ワン エルピーからその保有する当社株式のすべての売却に応じた旨の連絡を受けております。

ティーピージー リッチモント ジエンパー ワン リミティッドおよびその共同保有者であるティーピージー リッチモント ジエンパー ツー リミティッドから、平成26年12月12日付「変更報告書」および平成26年12月16日付「訂正報告書」の写しの送付があり、平成26年12月5日4,146,300株処分、平成26年12月8日147,000株処分、保有割合は0.16%となった旨の記載があります。

しかし、いずれも当社として当第3四半期会計期間末時点における株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数を確認しておりません。

また、平成26年12月31日現在自己株式は自己株式の買付等により11,521,305株となっております。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成26年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,145,100	—	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 93,432,000	934,320	同上
単元未満株式	普通株式 713,750	—	同上
発行済株式総数	96,290,850	—	—
総株主の議決権	—	934,320	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,200株(議決権の数32個)含まれております。

2. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式66株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
㈱タカラトミー	東京都葛飾区立石 7-9-10	2,145,100	—	2,145,100	2.23
計	—	2,145,100	—	2,145,100	2.23

(注) 平成26年12月31日現在の自己保有株式数は11,521,305株であります。

当社は、平成26年12月3日開催の取締役会決議により、平成26年12月5日東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(T o S T N e T - 3)による買付けを行い、自己株式9,400,000株を取得いたしました。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1)新任役員

該当事項はありません。

(2)退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役(社外取締役)	—	石田 昭夫	平成26年12月10日
取締役(社外取締役)	—	津坂 純	平成26年12月10日

(3)役職の異動

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第3項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あづさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	46,775	37,820
受取手形及び売掛金	18,271	29,693
商品及び製品	17,142	21,603
仕掛品	317	367
原材料及び貯蔵品	762	995
繰延税金資産	1,993	2,357
その他	5,491	5,780
貸倒引当金	△158	△199
流動資産合計	90,595	98,419
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	13,282	13,694
減価償却累計額	△7,967	△8,375
減損損失累計額	△373	△372
建物及び構築物（純額）	4,942	4,945
機械装置及び運搬具	1,931	2,133
減価償却累計額	△1,191	△1,377
減損損失累計額	△0	△12
機械装置及び運搬具（純額）	739	742
工具、器具及び備品	25,614	27,271
減価償却累計額	△22,552	△23,489
減損損失累計額	△421	△477
工具、器具及び備品（純額）	2,639	3,305
土地	4,293	4,336
リース資産	5,755	7,119
減価償却累計額	△2,929	△3,665
減損損失累計額	–	△2
リース資産（純額）	2,825	3,451
建設仮勘定	1,323	380
有形固定資産合計	16,764	17,162
無形固定資産		
のれん	25,707	28,752
その他	17,765	19,775
無形固定資産合計	43,473	48,528
投資その他の資産		
投資有価証券	2,243	2,666
繰延税金資産	103	106
その他	3,424	3,523
貸倒引当金	△230	△226
投資その他の資産合計	5,540	6,070
固定資産合計	65,778	71,760
繰延資産		
社債発行費	93	63
繰延資産合計	93	63
資産合計	156,467	170,243

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	8,224	11,468
短期借入金	7,335	8,543
1年内返済予定の長期借入金	5,533	5,846
1年内償還予定の新株予約権付社債	4,900	-
リース債務	2,172	2,248
未払金	4,365	5,294
未払費用	6,297	8,210
未払法人税等	453	1,890
引当金	1,258	772
その他	624	829
流動負債合計	41,166	45,104
固定負債		
社債	10,000	10,000
新株予約権付社債	7,400	-
長期借入金	37,719	52,451
リース債務	640	1,355
繰延税金負債	2,810	3,661
再評価に係る繰延税金負債	551	551
退職給付に係る負債	3,084	3,062
引当金	216	196
その他	1,970	2,103
固定負債合計	64,393	73,381
負債合計	105,559	118,486
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,459	3,459
資本剰余金	6,743	6,741
利益剰余金	35,320	34,408
自己株式	△1,323	△7,493
株主資本合計	44,200	37,115
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	433	726
繰延ヘッジ損益	216	673
土地再評価差額金	68	68
為替換算調整勘定	4,999	12,154
退職給付に係る調整累計額	△360	△337
その他の包括利益累計額合計	5,358	13,285
新株予約権	644	683
少数株主持分	704	673
純資産合計	50,907	51,756
負債純資産合計	156,467	170,243

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
売上高	123,787	117,508
売上原価	80,394	75,805
売上総利益	43,392	41,703
販売費及び一般管理費		
荷造運搬費	2,436	2,339
保管費	3,048	2,950
広告宣伝費	6,469	6,857
給料手当及び賞与	10,678	10,723
研究開発費	1,498	1,584
支払手数料	2,064	2,144
その他	11,550	11,441
販売費及び一般管理費合計	37,746	38,041
営業利益	5,646	3,662
営業外収益		
受取利息及び配当金	102	68
為替差益	703	323
受取賃貸料	146	112
その他	196	79
営業外収益合計	1,149	584
営業外費用		
支払利息	622	593
その他	113	181
営業外費用合計	735	775
経常利益	6,060	3,471
特別利益		
固定資産売却益	69	2
新株予約権戻入益	167	5
負ののれん発生益	68	－
その他	4	－
特別利益合計	310	8
特別損失		
固定資産売却損	11	1
固定資産除却損	42	161
投資有価証券売却損	547	－
減損損失	123	103
事業構造改善費用	279	－
事業撤退損	239	－
和解費用	－	※1 1,137
不正関連損失	※2 81	※2 214
過年度決算訂正関連費用	－	76
その他	132	0
特別損失合計	1,456	1,696
税金等調整前四半期純利益	4,913	1,783
法人税等	2,732	1,711
少数株主損益調整前四半期純利益	2,180	71
少数株主利益	43	6
四半期純利益	2,137	65

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	2,180	71
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	88	292
繰延ヘッジ損益	△274	456
為替換算調整勘定	4,500	7,155
退職給付に係る調整額	-	22
その他の包括利益合計	4,315	7,926
四半期包括利益	6,496	7,998
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	6,451	7,992
少数株主に係る四半期包括利益	44	6

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	4,913	1,783
減価償却費	4,805	5,237
減損損失	123	103
のれん償却額	1,229	1,204
負ののれん償却額	△16	-
負ののれん発生益	△68	-
新株予約権戻入益	△167	△5
支払利息	622	593
売上債権の増減額（△は増加）	△6,148	△10,227
たな卸資産の増減額（△は増加）	△1,995	△3,350
仕入債務の増減額（△は減少）	791	2,497
未払金の増減額（△は減少）	△1,178	1,163
未払費用の増減額（△は減少）	1,633	1,270
その他	378	672
小計	4,923	943
利息及び配当金の受取額	76	59
利息の支払額	△625	△564
法人税等の支払額	△1,263	△532
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,110	△94
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	557	265
有形固定資産の取得による支出	△1,795	△2,576
有形固定資産の売却による収入	386	1,535
無形固定資産の取得による支出	△615	△763
投資有価証券の取得による支出	△3	△2
貸付金の回収による収入	1,210	6
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	△5	-
子会社株式の取得による支出	△370	-
その他	△298	△201
投資活動によるキャッシュ・フロー	△935	△1,737
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	3,342	696
長期借入れによる収入	400	17,000
長期借入金の返済による支出	△4,275	△4,248
社債の償還による支出	△720	-
配当金の支払額	△741	△935
転換社債の買入消却による支出	-	△7,400
転換社債の償還による支出	-	△4,900
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△1,989	△2,304
自己株式の取得による支出	△1	△6,196
その他	△1	21
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,986	△8,266
現金及び現金同等物に係る換算差額	823	1,400
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△988	△8,698
現金及び現金同等物の期首残高	32,583	46,325
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 31,595	※ 37,626

【注記事項】

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期連結累計期間の期首の退職給付に係る負債が36百万円増加し、利益剰余金が36百万円減少しております。また、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益はそれぞれ27百万円増加しております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結損益計算書関係)

※1. 和解費用

当社の米国連結子会社は、訴訟の提起を受けておりましたが、訴訟の経過、事案の内容、訴訟を継続した場合の訴訟費用を含めた損失額等を総合的に勘案した結果、和解により早期に本訴訟の解決を図ることが最善の策であると判断しました。その結果、平成26年8月7日に訴訟当事者間での和解契約に合意し、平成26年9月8日に裁判所の仮承認まで至っております。今後は、本承認を得ることで正式に和解が成立致します。

訴訟の概要は以下のとおりです。

(1)訴訟の提起があった年月日 平成24年8月14日

(2)訴訟を提起した者の名称、住所

①名称 Craftwood II, Inc.

②住所 Seal Beach, California, USA

(3)訴訟の内容

当社の米国連結子会社に対して、特定の顧客に対して送信された当該子会社取扱商品に関する営業用ファックスにつきまして、Craftwood II, Inc. から記載項目の瑕疵を理由とする損害賠償を求める民事訴訟が提起されました。

(4)合意の相手方の名称、住所ならびに合意の主な内容

①名称 Craftwood II, Inc. およびクラスメンバー

②住所 Seal Beach, California, USA

③合意の主な内容

当社の米国連結子会社は、Craftwood II, Inc. およびクラスメンバーに対し、本訴訟の和解金として10,075千米ドルを支払うことを内容とする和解に向けての合意が成立しました。

第1四半期連結会計期間において、本訴訟の和解により、Craftwood II, Inc. およびクラスメンバーへ支払う和解金に訴訟関連費用を含めた1,137百万円を四半期連結損益計算書の特別損失の和解費用として計上しております。

※2. 不正関連損失

一部の連結子会社で発生した損失であり、内訳は以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
偶発損失引当金繰入額又は偶発損失	133百万円	△208百万円
引当金戻入額(△)		
資金流出額又は資金流入額(△)	△52	423
計	81	214

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
現金及び預金勘定	32,275百万円	37,820百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△680	△194
現金及び現金同等物	31,595	37,626

(株主資本等関係)

I 前第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	282	3.00	平成25年3月31日	平成25年6月27日	利益剰余金
平成25年11月12日 取締役会	普通株式	470	5.00	平成25年9月30日	平成25年12月11日	利益剰余金

II 当第3四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)

1. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	470	5.00	平成26年3月31日	平成26年6月27日	利益剰余金
平成26年11月13日 取締役会	普通株式	470	5.00	平成26年9月30日	平成26年12月4日	利益剰余金

2. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成26年12月3日開催の取締役会決議に基づき、自己株式9,400,000株の取得を行いました。また、ストックオプションの行使等を行った結果、当第3四半期連結累計期間において自己株式が6,169百万円増加し、当第3四半期連結会計期間末における自己株式は7,493百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	日本	北米・欧州・オセアニア	アジア	合計
売上高				
外部顧客への売上高	86,126	33,413	4,247	123,787
セグメント間の内部売上高又は振替高	488	29	37,078	37,596
計	86,615	33,442	41,326	161,383
セグメント利益又は損失(△)	8,249	△106	694	8,837

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	8,837
セグメント間取引消去	△387
のれんの償却額	△1,067
全社費用(注)	△1,736
四半期連結損益計算書の営業利益	5,646

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

II 当第3四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	日本	北米・欧州・オセアニア	アジア	合計
売上高				
外部顧客への売上高	80,623	32,614	4,269	117,508
セグメント間の内部売上高又は振替高	519	13	38,795	39,327
計	81,142	32,628	43,065	156,836
セグメント利益又は損失(△)	6,095	△71	1,626	7,650

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	7,650
セグメント間取引消去	△844
のれんの償却額	△1,147
全社費用(注)	△1,996
四半期連結損益計算書の営業利益	3,662

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	22円71銭	0円70銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	2,137	65
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	2,137	65
普通株式の期中平均株式数(千株)	94,133	93,385
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	18円64銭	0円62銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	2	0
(うち支払利息(税額相当額控除後) (百万円))	(2)	(0)
普通株式増加数(千株)	20,678	13,378
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

2 【その他】

(1) 中間配当

平成26年11月13日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………470百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………5円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日…………平成26年12月4日

(注) 平成26年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月13日

株式会社タカラトミー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 清幸 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大木 正志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 関口 男也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカラトミーの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年10月1日から平成26年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タカラトミー及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。